

平成2.11.1版

積立介護費用保険の約款

介護費用保険普通保険約款／特約条項



このたびは弊社にご契約いただきましてありがとうございました。

お申し込みにしたがい保券証券をお届けいたしますので、
お目通しのうえお受け取りください。

弊社は、明治44年創業以来“ご契約者の安心と幸せ”を
お守りすることを念願とし、逐年発展の一途をたどってお
りますが、これもみなさまのかわらぬお引立によるもので
あり、ここに厚くお礼申しあげます。

どうぞ、このたびのご契約を機会にご愛顧をたまわりま
すようお願い申しあげます。

おねがい

●保険証券をよくおたしかめください。

お届けいたしました保険証券の記載項目に間違いはございませんか。もし間違い、その他お気づきの点がございましたらご連絡(☎)ください。

●ご契約の内容に変更がおこったら

つぎのような変更がおこったらすぐにご連絡(☎)のうえ、所定の手続をおとりください。もし、ご連絡がありませんと、保険金のお支払に支障をきたす場合がありますからご注意ください。

- (1)ご契約後、ご契約者住所、本人住所または住宅所在地が変更となるとき。
- (2)ご契約後、身体の傷害を担保する他の保険契約を同一被保険者につき締結するとき。
- (3)ご契約後、他の賠償責任保険を締結するとき。

●要介護状態となられたとき

遅滞なく要介護状態の内容を証明する医師の診断書を添えて書面により弊社または取扱代理店へご通知ください。ご通知のない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。

☎ ご連絡方法

ご連絡場所……証券封筒に記載された代理店または弊社営業課所。また、日産火災フリーダイヤルでも24時間事故受付をしております。

ニッサンニッサンゴーゴー

☎ 0120-232355

ご連絡事項……ご契約者住所、氏名、照会番号（保険証券記載の取扱店コードと証券番号）、保険期間、ご契約の変更内容または事故にあわれたときは事故日、事故の原因とその程度。

■お客様サービスセンターをご存じですか？

保険のことなら専門の係員がご相談に応じます。
どんなことでもお気軽にご相談ください。

〒107 東京都港区北青山2丁目9番地5号(日産火災本社ビル内)

TEL. 東京(03)404-4111

目 次

介護費用保険普通保険約款	1
11 寝たきりのみ担保特約条項	15
12 痴呆のみ担保特約条項	15
13 支払限度期間設定特約条項	16
1A 団体扱保険料分割払特約条項(一般A)	17
1B 団体扱保険料分割払特約条項(一般B)	19
1C 団体扱保険料分割払特約条項(一般C)	21
9A 団体扱保険料分割払特約条項	24
積立型基本特約条項	26
FF 積立期間満了時返れい金等の分割払等に関する特約条項	36
L1 積立期間満了時返れい金等による保険料調整特約条項(基本特約用)	37

介護費用保険普通保険約款

第1章 当会社の責任

第1条 (当会社の支払責任)

当会社は、被保険者が寝たきりにより介護が必要な状態または痴呆により介護が必要な状態（以下「要介護状態」といいます。）となったときは、この約款に従い保険金（医療費用・介護施設費用保険金、介護諸費用保険金および臨時費用保険金をいいます。以下同様とします。）を支払います。

第2条 (用語の定義)

この約款において、次の用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 寝たきりにより介護が必要な状態

終日就床しており、かつ、次のいずれにも該当する状態をいいます。

イ. 歩行の際に、補助用具（義手、義足、車い

す等をいいます。以下同様とします。）を用いても、別表1の第1項に規定するいずれかの状態またはそれらと同程度の介護を必要とする状態にあるために、常に他人の介護が必要であること。

ロ. 次のいずれかの行為の際に、補助用具を用いても、それぞれ別表1の第2項から第5項までに規定するいずれかの状態またはそれらと同程度の介護を必要とする状態にあるために、常に他人の介護が必要であること。

(イ) 食事

(ロ) 排せつ

(ハ) 入浴

(ニ) 衣類の着脱

(2) 痴呆

正常に発達した知的機能が、脳内に後天的に生じた器質的な病変または損傷により、全般的かつ持続的に低下することをいいます。

(3) 痴呆により介護が必要な状態

痴呆であり、かつ、痴呆により次のいずれかに該当する状態をいいます。

イ. 次のいずれかの行為の際に、補助用具を用いても、それぞれ別表1の各項に規定するいずれかの状態またはそれらと同程度の介護を必要とする状態にあるため、常に他人の介護が必要であること。

(イ) 歩行

(ロ) 食事

(ハ) 排せつ

(ニ) 入浴

(ホ) 衣類の着脱

ロ. 別表2に規定する通常の日常生活を逸脱したいずれかの問題行動、または、それらと同程度の介護を必要とする問題行動があるために、常に他人の介護が必要であること。

(4) 病院等

病院または診療所をいいます。

(5) 介護施設

老人保健法に規定された老人保健施設ならびに老人福祉法に規定された養護老人ホームおよび特別養護老人ホームをいいます。

(6) 支払対象期間

被保険者が要介護状態であることを医師（保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が医師である場合には、これらの者以外の医師をいいます。以下同様とします。）が診断した日（以下「支払対象期間開始日」といいます。）から被保険者が要介護状態でなくなった日（以下「支払対象期間終了日」といいます。）までの期間をいいます。

(7) 重複保険契約

この保険契約と全部または一部について支払責任が同一である他の介護費用保険契約等の保険契約をいいます。

(8) 保険年度

初年度については、保険証券記載の保険期間（以下「保険期間」といいます。）の初日から1年間、次年度以降については、それぞれの保険期間の初日応当日から1年間をいいます。

第3条（責任の始期および終期）

- ① 当会社の保険責任は、保険期間の初日の午後4時（保険証券にこれと異なる時刻が記載されているときは、その時刻）に始まり、被保険者が死亡した時に終わります。
- ② 前項の時刻は、保険証券発行地の標準時によるものとします。
- ③ 前2項の規定にかかわらず、当会社は、次の場合には保険金を支払いません。
 - (1) 保険期間開始前に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合
 - (2) 一時払保険料または第1回保険料の領収前に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった

事由が生じた場合

- (3) 一時払保険料または第1回保険料の領収前に、要介護状態となった場合

第2章 保険金の種類および支払額

第4条（医療費用・介護施設費用保険金の支払）

- ① 当会社は、被保険者が要介護状態となり、その要介護状態が支払対象期間開始日からその日を含めて、180日を超えて継続した場合には、その直接の結果として被保険者が次の費用（被保険者の介護に要した必要かつ有益な費用に限ります。）を負担したことによって被った損害に対して、医療費用・介護施設費用保険金を被保険者に支払います。

- (1) 被保険者の療養のために病院等に対して支払った費用
- (2) 被保険者が介護を受けるために継続して8日間以上介護施設に入所した場合に老人福祉法ま

たは老人保健法の規定に基づき負担した費用。ただし、老人福祉法または老人保健法の規定に基づき扶養義務者が負担した費用は被保険者が負担した費用とみなします。

- ② 前項の費用は、被保険者が支払対象期間開始日から支払対象期間終了日の属する月の末日までの期間中に負担した費用に限ります。
- ③ 医療費用・介護施設費用保険金の支払額は、支払対象期間中の各月について、保険証券記載の医療費用・介護施設費用保険金月額を限度とします。
- ④ 次のいずれかの給付等があるときは、その額を被保険者が負担した第1項の費用の額から差し引くものとします。
 - (1) 被保険者が負担した第1項の費用について第三者により支払われた損害賠償金
 - (2) 第1項の費用を被保険者が負担したことによって被った損害をてん補するために行われたその他の給付（重複保険契約により支払われた

医療費用・介護施設費用保険金に相当する保険金を除きます。)

第5条（介護諸費用保険金の支払）

① 当会社は、被保険者が要介護状態となり、その要介護状態が支払対象期間開始日からその日を含めて180日を超えて継続した場合には、支払対象期間中の各月について、保険証券記載の介護諸費用保険金月額に被保険者の状態に応じ次の割合（支払対象期間開始日または支払対象期間終了日の属する月については、次の割合にその月の総日数に対するその月の支払対象期間の日数の割合を乗じた割合）を乗じた額を介護諸費用保険金として被保険者に支払います。

- (1) 在宅介護を受けている状態、有料老人ホームで介護を受けている状態等(2)および(3)以外の状態 100%
- (2) 病院等に入院し介護を受けている状態 50%
- (3) 継続して8日間以上介護施設に入所し

介護を受けている状態 15%
② 前項の場合において、支払対象期間中の同一月に前項各号の状態が複数あるときは、その月については、前項各号の状態ごとに次の算式によって計算された支給額の合計額を介護諸費用保険金として被保険者に支払います。この場合において、前項各号の状態が複数ある日については、その日の午後12時の状態をその日の状態とみなして計算します。

$$\text{前項各号の状態} = \text{保険証券記載の介護ごとの支払額} = \frac{\text{介護諸費用保険金月額}}{\text{前項各号の状態に該当する日数}} \times \frac{\text{前項各号の状態に該当する日数}}{\text{に応じた割合}} \times \frac{\text{その月の総日数}}{\text{その月の総日数}}$$

第6条（臨時費用保険金の支払）

- ① 当会社は、被保険者が要介護状態となり、その要介護状態が支払対象期間開始日からその日を含

めて180日を超えて継続した場合には、その直接の結果として被保険者が次の費用（被保険者の介護に要した必要かつ有益な費用に限ります。）を負担したことによって被った損害に対して、臨時費用保険金を被保険者に支払います。

(1) 次の介護機器の購入費用

- イ. 介護用車いすおよびその付属品
- ロ. 介護用ベッドおよびその付属品
- ハ. 簡易ポータブル浴槽および湯沸器
- ニ. 電動エアパッド
- ホ. その他当会社が認めた介護機器

(2) 住宅の改造費用

- ② 前項の費用は、被保険者が支払対象期間中に負担した費用に限ります。
- ③ 臨時費用保険金の支払額は、保険期間を通じて保険証券記載の臨時費用保険金額を限度とします。
- ④ 次のいずれかの給付等があるときは、その額を被保険者が負担した第1項の費用の額から差し引く

ものとします。

- (1) 被保険者が負担した第1項の費用について第三者により支払われた損害賠償金
- (2) 第1項の費用を被保険者が負担したことによって被った損害をてん補するために行われたその他の給付（重複保険契約により支払われた臨時費用保険金に相当する保険金を除きます。）

第7条（重複保険契約）

- ① 第4条（医療費用・介護施設費用保険金の支払）第1項または前条第1項の費用に対して保険金を支払う重複保険契約がある場合において、保険金を支払うべき期間が重複し、かつ、それぞれの保険契約について他の保険契約がないものとして算出した支払責任額の合計額が、被保険者が負担した費用の額をこえるときは、当会社は、次の算式によって算出された額を保険金として支払います。

この保険契約の
支払保険金の額 = 被保険者が負担
した費用の額

$$\times \frac{\text{この保険契約の支払責任額}}{\text{それぞれの保険契約の支払責任額の合計額}}$$

② 前項の規定は、医療費用・介護施設費用保険金および臨時費用保険金ごとに適用します。

③ 第1項の被保険者が負担した費用の額は、第4条（医療費用・介護施設費用保険金の支払）第1項または前条第1項の費用の額から、第4条（医療費用・介護施設費用保険金の支払）第4項または前条第4項に規定された給付等の額をそれぞれ控除した額をいいます。

第8条（要介護状態の程度が加重された場合の取扱い）

- ① 保険金支払の対象となっていない事由の影響によって、保険金を支払うべき要介護状態の程度が加重されたときは、当会社は、その影響がなかっ

た場合に相当する第4条（医療費用・介護施設費用保険金の支払）第1項および第6条（臨時費用保険金の支払）第1項の費用の額ならびに支払対象期間を決定して保険金を支払います。

② 正当な理由がないのに、被保険者が治療を怠り、または、保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかつたために、保険金を支払うべき要介護状態の程度が加重されたときも、前項と同様の方法で保険金を支払います。

第3章 保険金を支払わない場合

第9条（保険金を支払わない場合）

① 次のいずれかの事由による要介護状態に対しては、当会社は、保険金を支払いません。

(1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失

(2) 保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失。ただし、その者が保険金の一部の受取人

である場合には、他の者が受け取るべき金額については、この限りではありません。

(3) 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為

(4) 被保険者の麻薬、あへん、大麻または覚醒剤等の使用。ただし、治療を目的として医師がこれらのものを用いた場合は、この限りではありません。

(5) 被保険者のアルコール依存、薬物依存または薬物乱用。ただし、治療を目的として医師が薬物を用いた場合は、この限りではありません。

(6) 被保険者の先天性異常

(7) 地震、噴火または津波

(8) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変もしくは暴動（この約款においては、群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上

重大な事態と認められる状態をいいます。）

(9) 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

(10) 前3号の事由に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱に基づいて生じた事故

(11) 第9号以外の放射線照射または放射能汚染

(12) 頸部症候群（いわゆる「むち症」）または腰痛でいずれも他覚症状のないもの（原因のいかんを問いません。）

(13) 被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで、または、酒に酔って正常な運転ができないおそれのある状態で、自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故

② 正当な理由がないのに、被保険者が治療を怠り、

または、保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかつたために、被保険者が要介護状態となつたとき、または、被保険者の要介護状態が支払対象期間開始日からその日を含めて180日を超えて継続したときは、当会社は、保険金を支払いません。

第4章 保険料の払込みおよび保険契約の復活

第10条（保険料の払込み）

- ① 保険契約者は、この保険契約の締結と同時に一時払保険料または第1回保険料を払い込み、第2回以降の保険料については、保険証券記載の払込期日（以下「払込期日」といいます。）までに払い込まなければなりません。
- ② 当会社が保険金を支払う場合において、支払対象期間開始日の属する月の末日までに払込期日が到来している未払込保険料があるときは、当会社

は、支払保険金からその金額を差し引き、保険料の払込みに充当します。

第11条（保険料払込方法の変更）

保険契約者は、当会社が承認した場合に限り、保険証券記載の保険料払込方法（以下「保険料払込方法」といいます。）を変更することができます。

第12条（第2回以降の保険料の払込猶予および保険契約の効力）

- ① 第10条（保険料の払込み）第1項の規定にかかわらず、第2回以降の保険料の払込みについては、払込期日の属する月の翌月末日までを猶予期間とします。
- ② 保険料が猶予期間内に払い込まれないときは、保険契約は猶予期間の満了日の翌日から効力を失います。

第13条（保険料の前納）

- ① 保険契約者は、保険料払込方法が一時払以外の場合には、当会社の定める方法により、将来到来

する払込期日の保険料を前納することができます。

- ② 前項の規定により前納する保険料については、当会社所定の利率および方法により割り引きます。

第14条（第2回以降の保険料の払込免除）

- ① 当会社は、被保険者が保険金を支払うべき要介護状態となつた場合には、支払対象期間開始日の属する保険年度に対する保険料については、支払対象期間開始日の属する月の翌月以降に到来する払込期日に払い込むべき保険料の払込みを免除し、その後の保険年度に対する保険料については、当該保険年度の初日において被保険者が継続して要介護状態であるときに限り、その払込みを免除します。

- ② 前項の規定により払込みが免除されるべき保険料のうち、すでに払い込まれた保険料がある場合には、当会社は、その保険料を保険契約者に返還します。

- ③ 第1項の規定により保険料の払込みが免除されている期間（以下「払込免除期間」といいます。）

中は、第11条（保険料払込方法の変更）の規定は適用しません。

第15条（保険料の前納と払込免除との関係）

① 第13条（保険料の前納）の規定により保険料が前納された保険契約について、前条第1項の規定により保険料の払込みが免除される場合には、前納された保険料のうち払込免除期間開始後に払込期日が到来する保険料相当額を保険契約者に返還します。

② 前項の規定により保険料が返還された場合において、払込免除期間が終了したときは、保険契約者は、払込免除期間終了後初めて到来する払込期日から、保険料払込方法に従い保険料を払い込むものとします。

第16条（保険契約の復活）

① 保険契約が第12条（第2回以降の保険料の払込猶予および保険契約の効力）第2項の規定により効力を失った日から3年以内は、保険契約者は、

保険契約の復活を請求することができます。ただし、保険契約者が第25条（保険料の返還一無効および失効の場合）第3項に規定する保険料の返還を請求した後は、この限りでありません。

② 当会社が保険契約の復活を承認したときは、保険契約者は、当会社の指定する日（以下「指定日」といいます。）までに払込期日が到来している未払込保険料に当会社所定の利率により計算した利息をつけて、一括して払い込むものとします。

③ 前項の未払込保険料が指定日までに払い込まれなかった場合には、保険契約は復活しなかったものとします。

④ 保険契約が復活した場合であっても、当会社は、次の場合には保険金を支払いません。

(1) 第2項の未払込保険料の領収前に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合

(2) 第2項の未払込保険料の領収前に、要介護状

態となった場合

第17条（保険料の追徴または返還一保険料の改定の場合）

① 保険期間の中途において、この保険契約に適用されている保険料が改定され、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、当会社の定める方法により計算した保険料を追徴または返還し、保険料払込方法が一時払以外の場合には改定された日の前日の属する保険年度の翌保険年度以降、保険料を変更します。

② 前項の規定により保険料が追徴される場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその払込みを怠ったときは、当会社は、次の場合には、変更前保険料の変更後保険料に対する割合により、保険金を削減して支払います。

(1) 追加保険料の領収前に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合

(2) 追加保険料の領収前に、要介護状態となっ

場合

第5章 保険契約者または被保険者の義務

第18条（告知義務）

① 保険契約の締結（保険契約の復活を含みます。

以下同様とします。）の際に、保険契約者または被保険者（これらの者の代理人を含みます。以下本条において同様とします。）が故意または重大な過失によって、保険契約申込書（保険契約の復活の際には保険契約の復活を請求する書類）の記載事項について、当会社に知っている事実を告げずまたは不実のことを告げたときは、当会社は、保険証券記載の保険契約者の住所（第21条（保険契約者等の住所変更に関する通知義務）第1項の通知があった場合には、その住所または通知先とします。以下同様とします。）にあてて送付する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- ② 前項の規定は、次の場合には適用しません。
 - (1) 前項の告げなかった事実または告げた不実のことがなくなった場合
 - (2) 当会社が保険契約の締結の際に、前項の告げなかった事実もしくは告げた不実のことを知り、または、過失によってこれを知らなかった場合
 - (3) 被保険者が要介護状態となる前に、保険契約者または被保険者が、前項の告げなかった事実または告げた不実のことについて書面をもって更正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、更正の申出を受けた場合において、保険契約の締結の際に、保険契約者または被保険者がその更正すべき事実を当会社に告げていたとしても当会社が保険契約を締結していたと認められるときに限り、当会社は、これを承認するものとします。
 - (4) 当会社が前項の告げなかった事実または告げた不実のことを知った日からその日を含めて保

險契約を解除しないで30日を経過した場合

- ③ 第1項の告げなかった事実または告げた不実のことが当会社の危険測定に関係のないものであった場合には、第1項の規定は適用しません。ただし、重複保険契約に関する事項については、この限りでありません。
- ④ 第1項の解除が要介護状態となった時以降になされた場合でも、第24条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、すでに保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- ⑤ 保険契約を締結する際に、当会社は、特に必要と認めたときは、事実の調査を行い、また、被保険者に対して当会社の指定する医師の診断を求めることができます。

第19条（保険料の追徴または返還一更正の申出に対して承認をする場合）

- ① 前条第2項第3号の承認をする場合において、保険料を変更する必要があるときは、保険料払込方法ごとに次の方法で処理します。
- (1) 保険料払込方法が一時払の場合には、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料の差額を追徴または返還します。
- (2) 保険料払込方法が一時払以外の場合には、当会社は、承認した日の属する保険年度末までの保険料については、変更前の保険料と変更後の保険料の差額を一括して追徴または返還し、承認した日の属する保険年度の翌保険年度以降の保険料については、保険料を変更します。ただし、第13条（保険料の前納）の規定により保険料が前納された保険契約については、当会社は、当会社の定める方法により計算した保険料を追徴または返還します。
- ② 前項の規定により保険料が追徴される場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその

払込みを怠ったときは、当会社は、次の場合には保険金を支払いません。

- (1) 追加保険料の領収前に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合
- (2) 追加保険料の領収前に、要介護状態となった場合

第20条（重複保険契約に関する通知義務）

保険契約締結の後、保険契約者または被保険者（これらの者の代理人を含みます。）は、重複保険契約を締結するときはあらかじめ、重複保険契約があることを知ったときは遅滞なく、書面をもってその旨を当会社に申し出て、保険証券に承認の裏書を請求しなければなりません。

第21条（保険契約者等の住所変更に関する通知義務）

- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含みます。以下本条において同様とします。）が住所または通知先

を変更したときは、すみやかに当会社に通知することを要します。

- ② 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が前項の通知をしなかったときは、当会社の知った最終の住所または通知先に送付した通知は、通常到達するために要する期間を経過した時に保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に到達したものとみなします。

第6章 保険契約の無効および解除ならびに保険料の返還

第22条（保険契約の無効）

保険契約の締結の際に、この保険契約に関し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含みます。）に詐欺の行為があったときは、この保険契約は無効とします。

第23条（保険契約の解除）

- ① 当会社は、第20条（重複保険契約に関する通知義務）に規定された重複保険契約の事実があることを知ったときは、その事実について承認裏書請求書を受領したか否かを問わず、保険証券記載の保険契約者の住所にあてて送付する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- ② 前項のほか、当会社は、この保険契約を解除する相当の理由があると認めたときは、解除する日の30日前の日以前に保険証券記載の保険契約者の住所にあてて送付する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- ③ 保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- ④ 第1項の解除をした場合において、第20条（重複保険契約に関する通知義務）に規定された重複保険契約の事実が生じた時以降に要介護状態と

なったときは、当会社は、保険金を支払いません。もし、すでに保険金を支払っていたときは、第24条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当会社は、その返還を請求することができます。

- ⑤ 第1項に基づく当会社の解除権は、当会社がその事実があることを知った日からその日を含めて30日以内に行使しなければ消滅します。

第24条（保険契約解除の効力）

保険契約の解除は、将来に向ってのみその効力を生じます。

第25条（保険料の返還一無効および失効の場合）

- ① 保険契約が無効であった場合において、保険契約者または被保険者（これらの者の代理人を含みます。以下本条において同様とします。）に故意または重大な過失がなかったときは、当会社は、すでに払い込まれた保険料に当会社所定の利率（年6分以内）により計算した利息をつけて、保険契約者に返還します。

② 保険契約が無効であった場合において、保険契約者または被保険者に故意または重大な過失があったときは、当会社は、保険料を返還しません。

- ③ 保険契約が失効した場合には、当会社は、被保険者が満75歳に達するまでの未経過期間に対応する保険料を基に当会社の定める方法により計算した額を返還します。ただし、被保険者が既経過期間中に保険金を支払うべき要介護状態となっていたとき、または、保険契約が失効した日の属する保険年度の初日において被保険者の年齢が満75歳に達していたときは、この限りでありません。

第26条（保険料の返還一解除および保険責任の終了の場合）

保険契約が解除されたときおよび第3条（責任の始期および終期）第1項の規定により当会社の保険責任が終了したときは、当会社は、被保険者が満75歳に達するまでの未経過期間に対応する保険料を基に当会社の定める方法により計算した額

を返還します。ただし、被保険者が既経過期間中に保険金を支払うべき要介護状態となっていたとき、または、保険契約が解除された日もしくは保責任が終了した日の属する保険年度の初日において被保険者の年齢が満75歳に達していたときは、この限りでありません。

第7章 保険金の請求手続

第27条（要介護状態となったときの通知）

- ① 被保険者が要介護状態となったときは、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含みます。以下本条において同様とします。）は、遅滞なく、要介護状態の内容を証明する医師の診断書（当会社の定める様式とします。）を添えて書面により通知し、その通知の内容について当会社が説明を求めたときは、これに応じなければなりません。
- ② 保険契約者、被保険者または保険金を受け取る

べき者が、正当な理由がないのに前項の規定に違反したとき、または、その通知もしくは説明において知っている事実を告げずもしくは不実のことを告げたときは、当会社は、保険金を支払いません。

第28条（保険金の請求）

- ① 被保険者または保険金を受け取るべき者は、次のそれぞれの日からその日を含めて30日以内に、次項の書類を当会社に提出しなければなりません。
- (1) 支払対象期間開始日からその日を含めて180日を経過した日の翌日
 - (2) 前号の日以降被保険者が継続して要介護状態にあるときは、前号の日の1年ごとの応当日
 - (3) 支払対象期間終了日
- ② 当会社に提出する書類は、次のとおりとします。
- (1) 当会社の定める保険金請求書
 - (2) 保険証券
 - (3) 当会社の定める要介護状態報告書

- (4) 被保険者または保険金を受け取るべき者の印鑑証明書
 - (5) 要介護状態の内容を証明する医師の診断書および診療明細書（当会社の定める様式とします。）
 - (6) 第4条（医療費用・介護施設費用保険金の支払）第1項の費用および第6条（臨時費用保険金の支払）第1項の費用を支払ったことを示す領収書
 - (7) 被保険者の戸籍抄本
 - (8) 当会社が被保険者の症状・治療内容等について医師に照会し説明を求めることについての同意書
- ③ 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合には、次の者がその事情を示す書類その他当会社が定める書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。ただ

し、被保険者に法定代理人がいる場合、または、被保険者が保険金の請求を第三者に委任している場合は、この限りでありません。

- (1) 被保険者と同居または生計を共にする配偶者
- (2) 前号に規定する者がいない場合、または、前号に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- (3) 前2号に規定する者がいない場合、または、前2号に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、第1号以外の配偶者または前号以外の3親等内の親族
- (4) 前項の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。
- (5) 被保険者または保険金を受け取るべき者が、保険金の請求を第三者に委任する場合には、第2項

の書類のほか、委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書を提出しなければなりません。

- ⑥ 当会社は、第2項、第3項および前項に規定された書類以外の書類の提出を求めること、または、第2項、第3項および前項に規定された書類の一部の省略を認めることができます。
- ⑦ 被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がないのに、第1項、第3項もしくは第5項の規定に違反したとき、または、提出書類につき知っている事実を告げずもしくは不実のことを告げたときは、当会社は、保険金を支払いません。

第29条（当会社の指定医による診察等の要求）

- ① 当会社は、第27条（要介護状態となったときの通知）の通知または前条の書類を受け取った場合において、必要と認めたときは、当会社が費用を負担して、当会社の指定する医師による被保険者の身体の診察もしくは死体の検案を行うことを、

保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含みます。以下本条において同様とします。）等の関係者に対して求めることができます。

- ② 前項の当会社の申出につき、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がないのにこれを拒んだときは、当会社は、保険金を支払いません。

第30条（保険金の支払）

- ① 当会社は、被保険者または保険金を受け取るべき者が、第28条（保険金の請求）の手続を完了した日からその日を含めて30日以内に、保険金を支払います。
- ② 前項を適用する場合において、当会社が特別な事情によりこの期間内に必要な調査を終えることができないときは、その調査を終えた後に、遅滞なく保険金を支払います。
- ③ 当会社は、被保険者または保険金を受け取るべき者

き者の申出によって、当会社の定める方法により保険金の内払を行います。

④ 保険金の支払は、当会社があらかじめ承認した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

第31条（鑑定人および裁定人）

① 当会社が支払うべき保険金の額の認定について、当会社と保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者との間に争いを生じたときは、その争いは当事者双方が書面によって選定する各1名ずつの鑑定人の判断に任せます。もし、鑑定人の間に意見が一致しないときは、双方の鑑定人が選定する1名の裁定人にこれを裁定させます。

② 当事者は、自己の選定した鑑定人の費用（報酬を含みます。）を各自負担し、その他の費用（裁定人に対する報酬を含みます。）は、半額ずつこれを負担するものとします。

第32条（代位）

① 当会社は、医療費用・介護施設費用保険金または臨時費用保険金を支払ったときは、その支払った医療費用・介護施設費用保険金または臨時費用保険金の額を限度として、かつ、被保険者の権利を害さない範囲内で、被保険者がその損害につき第三者（他人のためにする保険契約の場合の保険契約者を含みます。以下本条において同様とします。）に対して有する権利を取得します。

② 保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含みます。以下本条において同様とします。）は、当会社が取得する前項の権利の保全および行使、ならびに、そのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

③ 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がないのに前項の規定に違

反したときは、当会社は、第三者に対して有する権利を行使することによって取得することができたと認められる額を差し引いて保険金を支払います。

第8章 契約年齢の計算および契約年齢または性別の誤りの処理

第33条（契約年齢の計算）

この保険契約の保険期間の初日における被保険者の年齢（以下「契約年齢」といいます。）は、満年齢で計算します。

第34条（契約年齢または性別の誤りの処理）

① 保険契約申込書記載の被保険者の契約年齢に誤りがあった場合には、次の方法で処理します。

(1) 実際の契約年齢が当会社の定める契約年齢の範囲外であった場合には、この保険契約は無効とし、すでに払い込まれた保険料に当会社所定の利率（年6分以内）により計算した利息をつ

けて、保険契約者に返還します。

(2) 実際の契約年齢が当会社の定める契約年齢の範囲内であった場合には、初めから実際の契約年齢に基づいて保険契約を締結したものとみなし、すでに払い込まれた保険料が正しい契約年齢に基づいた保険料と異なるときは、その差額を追徴または返還します。また、保険料払込方法が一時払以外の場合には、以降到来する払込期日の保険料を変更します。

(2) 保険契約申込書記載の被保険者の性別に誤りがあった場合には、実際の性別に基づいて保険契約を締結したものとみなし、すでに払い込まれた保険料が正しい性別に基づいた保険料と異なるときは、その差額を追徴または返還します。また、保険料払込方法が一時払以外の場合には、以降到来する払込期日の保険料を変更します。

(3) 前2項の規定により保険料が追徴される場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がそ

の払込みを怠ったときは、当会社は、次の場合には、変更前保険料の変更後保険料に対する割合により、保険金を削減して支払います。

- (1) 追加保険料の領収前に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合
- (2) 追加保険料の領収前に、要介護状態となった場合

第9章 その他

第35条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第36条（準拠法）

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表1

1. 歩行

- (1) 両手両足をつけて這ったり、膝・尻をつけて

進んだりしないと移動できない。

- (2) 自分では寝返りおよびベッド上の小移動しかできない。
- (3) 自分では全く移動することができない。

2. 食事

- (1) 食器または食物を工夫しても自分では食事ができない。
- (2) 自分では全く食事ができない（身体の障害により療養中であり、経口食は禁じられ点滴で栄養をとっている、または、流動食に限られている場合を含む）。

3. 排せつ

- (1) 自分では拭取りの始末ができない。
- (2) 自分では座位を保持することができない。
- (3) かなりの頻度で失禁してしまうので、おむつまたは特別な器具を使用している。
- (4) 医師から絶対安静を命じられているため、しびん等を使用している。

4. 入浴

- (1) 自分では体を洗ったり拭いたりすることができない。
- (2) 自分では浴槽の出入りができない。
- (3) 自分では全く入浴ができない。

5. 衣類の着脱

衣類を工夫しても自分では全く手足を衣類に通せない。

別表 2

- (1) 徘徊をする、または、迷子になる。
- (2) 過食、拒食または異食をする。
- (3) 所かまわず排せつをする、または弄便等の不潔行為をする。
- (4) 亂暴行為または破壊行為をする。
- (5) 興奮し騒ぎたてる。
- (6) 火の不始末をする。
- (7) 物を盗む、または、むやみに物を集める。

11 寝たきりのみ担保特約条項

第1条（当会社の支払責任）

当会社は、介護費用保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（当会社の支払責任）の規定にかかわらず、被保険者が寝たきりにより介護が必要な状態となったときに限り、保険金（医療費用・介護施設費用保険金、介護諸費用保険金および臨時費用保険金をいいます。）を支払います。

第2条（普通約款の読み替え）

普通約款の規定中「要介護状態」とあるのは「寝たきりにより介護が必要な状態」と読み替えて適用します。

第3条（普通約款との関係）

この特約条項に規定されていない事項については、この特約条項の趣旨に反しない限り、普通約款の規定を準用します。

12 痴呆のみ担保特約条項

第1条（当会社の支払責任）

当会社は、介護費用保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（当会社の支払責任）の規定にかかわらず、被保険者が痴呆により介護が必要な状態となったときに限り、保険金（医療費用・介護施設費用保険金、介護諸費用保険金および臨時費用保険金をいいます。）を支払います。

第2条（普通約款の読み替え）

普通約款の規定中「要介護状態」とあるのは「痴呆により介護が必要な状態」と読み替えて適用します。

第3条（普通約款との関係）

この特約条項に規定されていない事項については、この特約条項の趣旨に反しない限り、普通約款の規定を準用します。

13 支払限度期間設定特約条項

第1条（支払限度期間の設定）

当会社は、この特約条項により、介護費用保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）

第2条（用語の定義）第6号を次のように読み替えて適用します。

〔6〕支払対象期間

被保険者が要介護状態であることを医師（保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が医師である場合には、これらの者以外の医師をいいます。以下同様とします。）が診断した日（以下「支払対象期間開始日」といいます。）から次のうちいずれか早い日（以下「支払対象期間終了日」といいます。）までの期間をいいます。

- イ. 被保険者が要介護状態でなくなった日
- ロ. 支払対象期間開始日から保険証券記載の

支払限度期間を経過した日」

第2条（保険契約の失効）

保険金を支払うべき要介護状態が、その要介護状態の支払対象期間開始日から保険証券記載の支払限度期間を経過した日まで継続したときは、この保険契約は効力を失います。

第3条（普通約款との関係）

この特約条項に規定されていない事項については、この特約条項の趣旨に反しない限り、普通約款の規定を準用します。

1A 団体扱保険料分割払特約条項(一般A)

第1条 (特約条項の適用)

この特約条項は、次の各号に定める事項が具備されていることを条件として適用されます。

- （1）保険契約者が公社、公団、会社等の企業体（法人・個人の別を問いません。）に勤務し、毎月その企業体から給与の支払を受けていること。
- （2）次のいずれかの契約が締結されていること。
 - （1）保険契約者が給与の支払を受けている企業体（以下「団体」といいます。）と当会社との間の「保険料集金に関する契約書（一般A-1）」による保険料集金契約。ただし、団体が労働基準法第24条にいう賃金の一部控除に関する書面による協定またはその他の法令に基づき、保険契約者の受取るべき給与から保険料の控除を行うことができる場合に限

る。

- （ロ）団体に勤務する者によって構成されている労働組合または共済組織（以下「職域労働組合等」といいます。）と当会社との間の「保険料集金に関する契約書（一般A-2）」による保険料集金契約。ただし、職域労働組合等が前記（イ）のただし書にいう、団体によって控除された保険料を受領することができる場合に限る。
- （3）保険契約者が、当会社との間に「保険料集金に関する契約書（一般A-1）」または「保険料集金に関する契約書（一般A-2）」による保険料集金契約（以下「集金契約」といいます。）を締結した者（以下「集金者」といいます。）に次のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。
 - （イ）集金者が団体である場合には、保険契約者の受取るべき給与から保険料を控除して、こ

れを当会社の指定する場所に支払うこと。

- （ロ）集金者が職域労働組合等である場合には、団体によって控除された保険料を団体から受領して、これを当会社の指定する場所に支払うこと。

第2条 (保険料の分割払)

当会社は、この特約条項により、保険契約者が年額保険料（この保険契約に定められた1か年分保険料をいいます。以下同様とします。）を保険証券記載の回数および金額（以下「分割保険料」といいます。）に分割して払い込むことを承認します。

第3条 (分割保険料の払込み)

- ① 保険契約者は、第1回分割保険料を保険契約締結のとき直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。
- ② 第2回以後の分割保険料は、集金契約に定める

ところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。

第4条（保険料領収前の事故）

保険期間が始まった後でも、当会社は、次の場合には保険金を支払いません。ただし、第1回分割保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合には、この限りでありません。

(1) 第1回分割保険料の領収前に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合

(2) 第1回分割保険料の領収前に、要介護状態となつた場合

第5条（追加保険料の払込み）

① 介護費用保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）の定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求したときは、保険契約者は集金者を経ることなく、その金額を一時に当会社に払

い込まなければなりません。

② 保険契約者が前項の追加保険料の払込みを怠つたときは、当会社は、次の場合には保険金を支払いません。ただし、普通約款にこれと異なる規定がある場合は、その規定によります。

(1) 追加保険料の領収前に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合

(2) 追加保険料の領収前に、要介護状態となつた場合

第6条（保険料領収証の発行）

当会社は、集金者を経て払い込まれた保険料について、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

第7条（特約条項の失効）

① この特約条項は、次に掲げる場合には、その事実が発生したことにより集金者による保険料の集金が不能となつた最初の給与支払日（以下「集金

不能日」といいます。）から将来に向つてのみその効力を失います。

(1) 集金契約が解除された場合

(2) 保険契約者が団体から毎月給与の支払を受けなくなった場合

(3) 保険契約者がその受取るべき給与から保険料を控除することを拒んだ場合

(4) 前各号の場合のほか、この保険契約について集金契約に基づく集金者による保険料の集金が行われなくなつた場合

② 前項第1号の事実が発生したときは、当会社は、遅滞なく書面をもつて保険証券記載の保険契約者の住所（普通約款第21条（保険契約者等の住所変更に関する通知義務）第1項の通知があった場合にはその住所または通知先）にあててその旨を通知します。

第8条（特約条項失効後の未払込分割保険料の払込み）

前条第1項の規定により特約条項が効力を失ったときは、保険契約者は集金不能日の属する月の翌月末日までに未払込分割保険料（当該保険年度の年額保険料から、すでに払い込まれた当該保険年度の分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。以下同様とします。）の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

第9条（未払込分割保険料不払の場合の免責）

前条に定める期間内に未払込分割保険料の全額が払い込まれなかったときは、当会社は、次の場合には保険金を支払いません。

- (1) 集金不能日から未払込分割保険料の全額を領収するまでの間に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合
- (2) 集金不能日から未払込分割保険料の全額を領収するまでの間に、要介護状態となった場合

第10条（特約条項失効による未払込分割保険料不払

の場合）

当会社は、第8条（特約条項失効後の未払込分割保険料の払込み）に定める期間内に未払込分割保険料の全額が払い込まれないときは、未払込分割保険料について普通約款第12条（第2回以降の保険料の払込猶予および保険契約の効力）および同第16条（保険契約の復活）の規定を準用します。

1B 団体扱保険料分割払特約条項(一般B)

第1条（特約条項の適用）

この特約条項は、次の各号に定める事項が具備されていることを条件として適用されます。

- (1) 保険契約者が公社、公団、会社等の企業体（法人・個人の別を問いません。）に勤務し、毎月その企業体から給与の支払を受けていること。
- (2) 次のいずれかの者と当会社との間に「保険料集金に関する契約書（一般B）」による保険料

集金契約（以下「集金契約」といいます。）が締結されていること。

- (イ) 保険契約者が給与の支払を受けている企業体（以下「団体」といいます。）
- (ロ) 団体に勤務する者によって構成されている労働組合または共済組織（以下「職域労働組合等」といいます。）
- (3) 保険契約者が、当会社との間に集金契約を締結した者（以下「集金者」といいます。）に次のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。
 - (イ) 保険契約者がこの保険契約締結の時に勤務している事業所（以下「当該事業所」といいます。）において、給与支払日に保険契約者またはその代理人から直接保険料を集金すること。
 - (ロ) 上記(イ)により集金した保険料を当会社の指定する場所に支払うこと。

第2条（保険料の分割払）

当会社は、この特約条項により、保険契約者が年額保険料（この保険契約に定められた1か年分保険料をいいます。以下同様とします。）を保険証券記載の回数および金額（以下「分割保険料」といいます。）に分割して払い込むことを承認します。

第3条（分割保険料の払込み）

- ① 保険契約者は、第1回分割保険料を保険契約締結と同時に直接当会社に払い込まなければなりません。
- ② 第2回以後の分割保険料は、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。

第4条（保険料領収前の事故）

保険期間が始まった後でも、当会社は、次の場合には保険金を支払いません。ただし、第1回分割保険料が集金契約に定めるところにより、集金

者を経て払い込まれる場合には、この限りでありません。

- (1) 第1回分割保険料の領収前に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合
- (2) 第1回分割保険料の領収前に、要介護状態となった場合

第5条（追加保険料の払込み）

- ① 介護費用保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求したときは、保険契約者は集金者を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。
 - ② 保険契約者が前項の追加保険料の払込みを怠ったときは、当会社は、次の場合には保険金を支払いません。ただし、普通約款にこれと異なる規定がある場合は、その規定によります。
- (1) 追加保険料の領収前に、傷害、疾病その他の

要介護状態の原因となった事由が生じた場合

- (2) 追加保険料の領収前に、要介護状態となった場合

第6条（保険料領収証の発行）

当会社は、集金者を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

第7条（特約条項の失効）

- ① この特約条項は、次に掲げる場合には、その事実が発生したことにより集金者による保険料の集金が不能となった最初の給与支払日（以下「集金不能日」といいます。）から将来に向ってのみその効力を失います。

- (1) 集金契約が解除された場合
- (2) 保険契約者が当該事業所において団体から毎月給与の支払を受けなくなった場合
- (3) 保険契約者またはその代理人が保険料を当該

事業所において、給与支払日に直接集金者に支払わなかった場合

- (4) 前各号の場合のほか、この保険契約について集金契約に基づく集金者による保険料の集金が行われなかつた場合
② 前項第1号の事実が発生したときは、当会社は、遅滞なく書面をもつて保険証券記載の保険契約者の住所（普通約款第21条（保険契約者等の住所変更に関する通知義務）第1項の通知があつた場合はにその住所または通知先）にあててその旨を通知します。

第8条（特約失効後の未払込分割保険料の払込み）

前条第1項の規定により特約条項が効力を失つたときは、保険契約者は集金不能日の属する月の翌月末日までに未払込分割保険料（当該保険年度の年額保険料から、すでに払い込まれた当該保険年度の分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。以下同様とします。）の全額を集金者を経る

ことなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

第9条（未払込分割保険料不払の場合の免責）

前条に定める期間内に未払込分割保険料の全額が払い込まれなかつたときは、当会社は、次の場合には保険金を支払いません。

- (1) 集金不能日から未払込分割保険料の全額を領収するまでの間に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となつた事由が生じた場合
- (2) 集金不能日から未払込分割保険料の全額を領収するまでの間に、要介護状態となつた場合

第10条（特約条項失効による未払込分割保険料不払の場合）

当会社は、第8条（特約条項失効後の未払込分割保険料の払込み）に定める期間内に未払込分割保険料の全額が払い込まれないときは、未払込分割保険料について普通約款第12条（第2回以降の保険料の払込猶予および保険契約の効力）およ

び同第16条（保険契約の復活）の規定を準用します。

1C 団体扱保険料分割払特約条項(一般C)

第1条（特約条項の適用）

この特約条項は、次の各号に定める事項が具備されていることを条件として適用されます。

- (1) 保険契約者が公社、公団、会社等の企業体（法人・個人の別を問いません。）に勤務し、毎月その企業体から預金口座への振込により給与の支払を受けていること。
- (2) 団体（保険契約者が勤務し、毎月給与の支払を受けている企業体をいいます。以下同様とします。）に勤務している者によって構成されており、かつ、保険契約者がその構成員となっている労働組合または共済組織（以下「職域労働組合等」といいます。）と当会社との間に「保険料集金に関する契約書（一般C）」による保

険料集金契約（以下「集金契約」といいます。）が締結されていること。

(3) 保険契約者が、当会社との間に集金契約を締結した者（以下「集金者」といいます。）に次のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。

- (イ) 保険契約者がその給与の振込を受けている預金口座（以下「給与振込口座」といいます。）から、預金口座振替により、保険料を給与支払日から5日以内に集金すること。
- (ロ) 上記(イ)により集金した保険料を当会社の指定する場所に支払うこと。

第2条（保険料の分割払）

当会社は、この特約条項により、保険契約者が年額保険料（この保険契約に定められた1か年分保険料をいいます。以下同様とします。）を保険証券記載の回数および金額（以下「分割保険料」といいます。）に分割して払い込むことを承認し

ます。

第3条（分割保険料の払込み）

- ① 保険契約者は、第1回分割保険料を保険契約締結と同時に直接当会社に払い込まなければなりません。
- ② 第2回以降の分割保険料は、集金契約に定めるところにより、集金者を通じて払い込まなければなりません。

第4条（保険料領収前の事故）

保険期間が始まった後でも、当会社は、次の場合には保険金を支払いません。ただし、第1回分割保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を通じて払い込まれる場合には、この限りでありません。

- (1) 第1回分割保険料の領収前に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合
- (2) 第1回分割保険料の領収前に、要介護状態と

なった場合

第5条（追加保険料の払込み）

① 介護費用保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求したときは、保険契約者は集金者を通じることなく、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。

② 保険契約者が前項の追加保険料の払込みを怠ったときは、当会社は、次の場合には保険金を支払いません。ただし、普通約款にこれと異なる規定がある場合は、その規定によります。

- (1) 追加保険料の領収前に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合
- (2) 追加保険料の領収前に、要介護状態となった場合

第6条（保険料領収証の発行）

当会社は、集金者を通じて払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険

料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対する支払はこれを発行しません。

第7条（特約条項の失効）

① この特約条項は、次に掲げる事実が発生した場合、(1)もしくは(2)の事実のときは、その事実が発生したことにより集金者による保険料の集金が不能となった日の直前の給与支払日、または(3)もしくは(4)の事実のときは、その事実が発生した日（以下「集金不能日等」といいます。）から将来に向ってのみその効力を失います。ただし、(2)については、集金者が保険契約者にかわって保険料を給与支払日から10日以内に当会社に支払った場合には、この限りでありません。

- (1) 集金契約が解除されたこと。
- (2) 保険契約者または集金者の責に帰すべき事由により、保険料が給与支払日から5日以内に給与振込口座から集金者の預金口座へ振替えられなかったこと。

(3) 保険契約者が毎月給与振込口座への振込による給与の支払を受けなくなったこと。

(4) 当会社が集金者からこの保険契約について集金契約に基づく保険料の集金を行わなくなった旨の通知を受けたこと。

② 前項第1号または第4号の事実が発生したときは、当会社は、遅滞なく書面をもって保険証券記載の保険契約者の住所（普通約款第21条（保険契約者等の住所変更に関する通知義務）第1項の通知があった場合はその住所または通知先）にあててその旨を通知します。

第8条（特約条項失効後の未払分割保険料の払込み）

前条第1項の規定により特約条項が効力を失ったときは、保険契約者は集金不能日等の属する月の翌月末日までに未払分割保険料（当該保険年度の年額保険料から、すでに払い込まれた当該保険年度の分割保険料の総額を差し引いた額をいい

ます。以下同様とします。）の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

第9条（未払分割保険料不払の場合の免責）

前条に定める期間内に未払分割保険料の全額が払い込まれなかったときは、当会社は、次の場合には保険金を支払いません。

- (1) 集金不能日から未払分割保険料の全額を領収するまでの間に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合
- (2) 集金不能日から未払分割保険料の全額を領収するまでの間に、要介護状態となった場合

第10条（特約条項失効による未払分割保険料不払の場合）

当会社は、第8条（特約条項失効後の未払分割保険料の払込み）に定める期間内に未払分割保険料の全額が払い込まれないときは、未払分割保険料について普通約款第12条（第2回以降の

保険料の払込猶予および保険契約の効力)ならびに同第16条(保険契約の復活)の規定を準用します。

9A 団体扱保険料分割払特約条項

第1条(特約条項の適用)

この特約条項は、次の各号に定める事項が具備されていることを条件として適用されます。

- (1) 保険契約者が給与の支払を受けている官公署、会社などの団体(以下「団体」といいます。)と当会社との間に、「保険料集金に関する契約」(以下「集金契約」といいます。)が締結されていること。
- (2) 保険契約者が、その受け取るべき給与から保険料を差し引いて、これを当会社の本社または当会社の指定する場所に支払うことを団体に委託し、団体がそれを承諾していること。

第2条(保険料の分割払)

当会社は、この特約条項により、保険契約者が年額保険料(この保険契約に定められた1か年分保険料をいいます。以下同様とします。)を保険証券記載の回数および金額(以下「分割保険料」といいます。)に分割して払い込むことを承認します。

第3条(分割保険料の払込み)

- ① 保険契約者は、第1回分割保険料を保険契約締結のとき直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、団体を経て払い込まなければなりません。
- ② 第2回以後の分割保険料は、集金契約に定めるところにより、団体を経て払い込まなければなりません。

第4条(保険料領収前の事故)

保険期間が始まった後でも、当会社は、次の場合には保険金を支払いません。ただし、第1回分割保険料が集金契約に定めるところにより、団体

を経て払い込まれる場合には、この限りでありません。

- (1) 第1回分割保険料の領収前に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合

- (2) 第1回分割保険料の領収前に、要介護状態となった場合

第5条(追加保険料の払込み)

- ① 介護費用保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求したときは、保険契約者は団体を経ることなく、その金額を一時に当会社に払い込まなければなりません。

- ② 保険契約者が前項の追加保険料の払込みを怠ったときは、当会社は、次の場合には保険金を支払いません。ただし、普通約款にこれと異なる規定がある場合は、その規定によります。

- (1) 追加保険料の領収前に、傷害、疾病その他の

要介護状態の原因となつた事由が生じた場合

- (2) 追加保険料の領収前に、要介護状態となつた場合

第6条（保険料領収証の発行）

当会社は、団体を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を団体に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

第7条（特約条項の失効）

① この特約条項は、次に掲げる場合には、その事実が発生したことにより団体による保険料の集金が不能となった最初の給与支払日（以下「集金不能日」といいます。）から将来に向ってその効力を失います。

- (1) 集金契約が解除された場合

- (2) 保険契約者が団体から毎月給与の支払を受けなくなったとき、その他この保険契約について団体による保険料の集金が行われなくなった場

合

- (3) 保険契約者が保険料を給与から差し引くことを拒んだ場合

- ② 前項第1号の事実が発生したときは、当会社は、遅滞なく書面をもって保険証券記載の保険契約者の住所（普通約款第21条（保険契約者等の住所変更に関する通知義務）第1項の通知があった場合にはその住所または通知先）にあててその旨を通知します。

第8条（特約条項失効後の未払分割保険料の払込み）

前条第1項の規定により特約条項が効力を失ったときは、保険契約者は集金不能日の属する月の翌月末日までに未払分割保険料（当該保険年度の年額保険料から、すでに払い込まれた当該保険年度の分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。以下同様とします。）の全額を団体を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

せん。

第9条（未払分割保険料不払の場合の免責）

前条に定める期間内に未払分割保険料の全額が払い込まれなかったときは、当会社は、次の場合には保険金を支払いません。

- (1) 集金不能日から未払分割保険料の全額を領収するまでの間に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となつた事由が生じた場合

- (2) 集金不能日から未払分割保険料の全額を領収するまでの間に、要介護状態となつた場合

第10条（特約条項失効による未払分割保険料不払の場合）

当会社は、第8条（特約条項失効後の未払分割保険料の払込み）に定める期間内に未払分割保険料の全額が払い込まれないときは、未払分割保険料について普通約款第12条（第2回以降の保険料の払込猶予および保険契約の効力）ならびに同第16条（保険契約の復活）の規定を準用します。

積立型基本特約条項

第1条（保険料の払込方法）

この特約条項が付帯された保険契約の保険料は、保険証券記載の積立期間（以下「積立期間」といいます。）内において払い込むものとします。

第2条（第2回以降の保険料の払込猶予に関する特例）

① 介護費用保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第12条（第2回以降の保険料の払込猶予および保険契約の効力）第1項の規定にかかわらず、保険証券記載の保険料の払込方法が月払の場合には、最終回の直前回の保険料に限り、払込期日の属する月の翌々月末日までを猶予期間とします。

② 保険料払込みの猶予期間が、積立期間の満了する日（以下「積立期間満了日」といいます。）の属する月の末日となる保険料については、保険契約者からあらかじめ反対の申出がない限り、その全額を第12条（積立期間満了時返れい金の支払およびその時期）の積立期間満了時返れい金から差し引き保険料の払込みに充当します。

③ 保険料の払込期間が積立期間より短い保険契約については、前2項の規定は適用しません。

第3条（保険料の振替貸付）

① 普通約款第12条（第2回以降の保険料の払込猶予および保険契約の効力）第2項の規定にかかわらず、保険料が普通約款第12条（第2回以降の保険料払込猶予および保険契約の効力）第1項により規定される猶予期間の満了時までに払い込まれない場合には、当会社は、保険契約者からあらかじめ反対の申出がない限り、払い込まれなかった保険料に相当する額を猶予期間の満了日に自動的に保険契約者に貸し付けて保険料の払込みに充当し、この保険契約を有効に継続させます。ただし、当会社がこの貸付を行うのは、この払い込まれなかった保険料とこれに付される本条第2項の利息の合計額が、払込期日までに払い

込まれなかった保険料の払込みがあったものとして計算した第5条（返れい金の支払一無効および失効の場合）第1項第3号の失効の場合の別表B表により計算した返れい金（すでに本条または第8条（契約者貸付）の貸付金があるときは、その元利金を差し引いた残額とします。）をこえない場合に限ります。

② 前項の貸付金の利息は、当会社所定の利率（年6分以内）により猶予期間の満了日の翌日から次の猶予期間の満了日までについて計算し、次の猶予期間が満了することに満了日に元金に繰り入れます。

③ 本条の貸付金があるときは、その返済に充当するため、当会社は、普通約款第1条（当会社の支払責任）の保険金、第5条（返れい金の支払一無効および失効の場合）の保険契約の無効、失効の場合もしくはこの特約条項の失効の場合の返れい金、第6条（返れい金の支払一解除および保険責任の終了の場合）の保険契約解除、終了の場合の返れい金または第12条（積立期間満了時返れい金の支払およびその時期）の積立期間満了時返れい金からその元利合計額を差し引きます。

第4条（追加保険料の払込猶予および保険契約の効力）

普通約款第19条（保険料の追徴または返還一更正の申出に対して承認をする場合）第1項第1号もしくは第2号により当会社が請求する保険料または普通約款第34条（契約年齢または性別の誤りの処理）第1項第2号もしくは第2項により当会社が請求する保険料については、当会社が普通約款第18条（告知義務）第2項第3号の承認をした日または普通約款第34条（契約年齢または性別の誤りの処理）第1項第2号もしくは第2項により当会社が保険料を請求した日の属する月の翌月末日（本条において以下「払込期限」といいます。）までに払い込まれなければなりません。この場合において、当会社の請求に対し保険契約者がその支払を怠ったときは、この保険契約は、払込期限の翌日から効力を失います。

ただし、保険契約者から反対の申出のない限り前条（保険料の振替貸付）の規定を準用します。

第5条（返れい金の支払－無効および失効の場合）

① 保険契約が無効であった場合または失効した場合には、当会社は普通約款第25条（保険料の返還－無効および失効の場合）または普通約款第34条（契約年齢または性別の誤りの処理）第1項第1号の規定により支払われるべき返還保険料のほか、次の各号に掲げる返れい金を保険契約者に支払います。

(1) 保険契約が無効であった場合において、保険契約者または被保険者（これらの者の代理人を含みます。以下本条において同様とします。）に故意または重大な過失がなかったときは、すでに払い込まれたこの特約条項の保険料（以下「特約保険料」といいます。）に当会社所定の利率（年6分以内）により計算した利息を付した返れい金

(2) 保険契約が無効であった場合において、保険契約者または被保険者に故意または重大な過失があったときは、別表B表により計算した返れい金

(3) 保険契約が失効した場合には、別表A表またはB表により計算した返れい金

② 第11条（契約者貸付に関する特約条項の失効）の規定によりこの特約条項が失効した場合には、当会社は、別表B表により計算した返れい金を保険契約者に支払います。

第6条（返れい金の支払－解除および保険責任の終了の場合）

① 保険契約が終了または解除されたときは、当会社は、普通約款第26条（保険料の返還－解除および保険責任の終了の場合）の規定により支払われるべき返還保険料のほか、別表A表またはB表により計算した返れい金を保険契約者に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、当会社は、次の場合には、第7条（保険金支払による特約条項の終了）の規定によりこの特約条項が終了しないことを確認できたときに限り返れい金を支払います。

(1) 保険契約の解除前に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じていた場合

(2) 保険契約の解除前に、要介護状態になっていた場合

第7条（保険金支払による特約条項の終了）

① 支払対象期間の各月の末日（支払対象期間終了日の属する月については、支払対象期間終了日とします。以下、本項において「判定日」といいます。）において、普通約款第1条（当会社の支払責任）に規定する保険金について、次の各号の金額の合計が、保険証券記載の積立期間満了時返れい金の額の5倍に相当する額以上となったときは、この特約条項は、判定日の午後12時に終了します。

(1) 医療費用・介護施設費用保険金については、当該支払対象期間開始日から判定日までの期間に被保険者が負担した費用に対して支払われるべき保険金の額

(2) 介護諸費用保険金については、当該支払対象期間開始日から判定日までの期間に対して支払われるべき保険金の額

(3) 臨時費用保険金については、当該支払対象期間開始日から判定日までの期間に被保険者が負担した費用に対して支払われるべき保険金の額

② 前項の場合には、当会社は、特約保険料にかかる返れい金を支払いません。ただし、保険料の払込方法が一時払の保険契約、払込期間が積立期間より短い保険契約または普通約款第13条（保険料の前納）第1項の規定により保険料を前納した保険契約については、当会社は、別表C表により計算した返れい金を保険契約者に支払います。

第8条（契約者貸付）

① 保険契約者は、第5条（返れい金の支払－無効および失効の場合）第1項第3号の失効の場合の別表B表により計算した返れい金（本条の貸付金または第3条（保険料の振替貸付）の貸付金があるときは、その元利合計額を差し引いた残額とします。）の90%の範囲内で、当会社の定めるところに従い貸付を受けることができます。

② 前項により貸付を受ける場合の貸付を受けることができる保険契約者、貸付金額の範囲、貸付期間、貸付利率、貸付金の返済、利息の支払および貸付金の交付・返済の方法は次のとおりとします。

(1) 貸付を受けることができる保険契約者	借入申込時において、この特約条項が有効であり、かつ過去に保険金の支払がなされていない保険契約の契約者とします。 ただし、普通約款第1条（当会社の支払責任）の保険金、第5条（返れい金の支払－無効および失効の場合）の返れい金、第6条（返れい金の支払－解除および保険責任の終了の場合）の返れい金、第7条（保険金支払による特約条項の終了）第2項ただし書の返れい金または第12条（積立期間満了時返れい金の支払およびその時期）の積立期間満了時返れい金の請求権（以下「保険金等請求権」といいます。）に他の債権者から質権を設定され、またはこれらが譲渡担保によって他に譲渡されている場合を除きます。
(2) 貸付金額の範囲	前項の範囲内で、当会社の定める額を限度とし、1回の貸付につき50,000円以上の金額とします。
(3) 貸付期間	1年間とし、貸付期間満了時までに貸付金元利合計額の返済がないときは、1年ずつ延長します。 ただし、積立期間満了日を限度とします。
(4) 貸付利率	① 当会社所定の利率によります。 ② 貸付期間中において①の利率が変更されても適用利率は変更しません。 ③ 貸付期間が延長された場合には、延長時における①の利率によります。

(5) 貸付金の返済	① 貸付金は、貸付期間満了日までに利息とともに元本の全額を一時に返済するものとします。 ② 貸付期間が延長されたときは、前貸付期間の利息は、新しい貸付金の元本として繰り入れます。
(6) 利息の支払	① 貸付金に対する利息は、貸付期間1年につき、上記の貸付利率により計算します。 ② 貸付期間が延長されたときは、複利計算をします。 ③ 貸付期間が1年未満のときは、日割計算をします。 ④ 利息は貸付金を返済するときに同時に支払うものとします。
(7) 貸付金の交付・返済の方法	銀行預金口座への振込等、当会社所定の方法によります。

③ 前2項の規定による貸付金がある場合において、この保険契約の保険金等請求権に質権を設定するとき、もしくはこれを譲渡するときには、保険契約者はあらかじめ、書面により当会社の承認を得なければなりません。

第9条（契約者貸付の返済への充当）

当会社は、次の各号に掲げる返れい金等を支払う場合は、貸付金元利合計額の返済に充当した後、残額があるときはその額を支払うものとします。

- (1) 第5条（返れい金の支払－無効および失効の場合）に規定する返れい金
- (2) 第6条（返れい金の支払－解除および保険責任の終了の場合）に規定する返れい金
- (3) 第12条（積立期間満了時返れい金の支払およびその時期）に規定する積立期間満了時返れい金
- (4) 普通約款第1条（当会社の支払責任）に規定する保険金

第10条（保険料の振替貸付との関係）

保険契約者は、第8条（契約者貸付）による貸付金がある場合においても、次の各号の合計額が第3条（保険料の振替貸付）第1項ただし書の返れい金をこえない場合に限り、同条（保険料の振替貸付）の規定の適用を受けることができます。

- (1) 第3条（保険料の振替貸付）の保険料の振替貸付金については、保険料払込猶予期間満了日の翌日から次の猶予期間満了日までの元利合計額
- (2) 第8条（契約者貸付）による貸付金については、普通約款第12条（第2回以降の保険料の払込猶予および契約の効力）第1項に定める猶予期間満了日の翌月末日までについて計算した元利合計額

第11条（契約者貸付に関する特約条項の失効）

第8条（契約者貸付）による貸付金（第3条（保険料の振替貸付）の貸付金がある場合はその貸付金を含みます。）につき、毎月の月末において翌月末日までの元利合計額を計算し、その額が第5条（返れい金の支払一無効および失効の場合）第1項第3号の失効の場合の別表B表により計算した返れい金をこえるときは、この特約条項はその計算を行った月の末日の翌日から効力を失います。

第12条（積立期間満了時返れい金の支払およびその時期）

① 当会社は、積立期間が満了した場合において、保険料全額の払込み（第2条（第2回以降の保険料の払込猶予に関する特例）第2項の規定に基づき積立期間満了時返れい金から差し引くことによる保険料の払込みおよび第3条（保険料の振替貸付）の規定に基づく自動振替貸付による保険料の払込みを含みます。）が完了しているときは、保険証券に記載された積立期間満了時返れい金を保険契約者（保険契約者が死亡した場合は、その保険契約者の法定相続人）に支払います。

ただし、この場合において、第2条（第2回以降の保険料の払込猶子に関する特例）第2項、第3条（保険料の振替貸付）第3項および第9条（契約者貸付の返済への充当）の規定により積立期間満了時返れい金から差し引くべき額があるときは、その額を差し引い

た残額を支払います。

- ② 前項の積立期間満了時返れい金は、特別の事由がある場合を除き、積立期間満了日の翌日から起算して20日以内に当会社の定めるところに従い支払います。
- ③ 積立期間満了時返れい金請求権は、積立期間満了日の翌日から起算して3年経過した時に消滅します。

第13条（契約者配当）

① 当会社は、積立期間の初日の属する事業年度末において積立保険料の運用益が当会社の予定した利率（特約保険料、積立期間満了時返れい金等を算出する際に用いた利率をいいます。本項において以下同様とします。）に基づく運用益をこえた場合、そのこえた部分の運用益のうち、主務大臣の認可を得た所定の方法により計算された金額を契約者配当準備金として積み立て、さらに、その翌事業年度以降の毎事業年度末において当該事業年度にかかる積立保険料の運用益と当会社の予定した利率に基づく運用益との差額のうち主務大臣の認可を得た所定の方法により計算された金額を前事業年度末の契約者配当準備金に積み増しまたは取り崩します。

② 当会社は、前項により積み立てた契約者配当準備金を、次の各号に掲げる契約に対して、主務大臣の認可を得た所定の方法により計算し、契約者配当金として支払います。

- (1) 積立期間が10年の保険契約については、積立期間が満了した契約
- (2) 積立期間が10年をこえる保険契約については、第10保険年度末日にこの特約条項が有効な契約
- ③ 前項の契約者配当金は、次の各号のとおり支払います。
 - (1) 前項第1号の契約に対しては、積立期間満了時返れい金と同時に支払います。
 - (2) 前項第2号の契約に対しては、この特約条項の終了の事由となる保険金、保険契約の失効もしくは解除による返れい金、この特約条項の失効による返れい金または積立期間の満了による積立期間満了時返れい金と同時に支払います。
- ④ 当会社は、次の各号に掲げる契約に対する契約者配当金は支払いません。

… 積立期間が10年の保険契約については、積立期間の満了以前に終了、失効もしくは解除された契約またはこの特約条項が終了もしくは失効した契約

(2) 積立期間が10年をこえる保険契約については、第10保険年度末日以前に終了、失効もしくは解除された契約またはこの特約条項が終了もしくは失効した契約

⑤ 契約者配当金請求権は、第2項第1号の契約については積立期間満了日の翌日から起算して3年経過した時に消滅し、第2項第2号の契約については保険契約の終了日、失効日もしくは解除日の翌日またはこの特約条項の終了日もしくは失効日の翌日または積立期間満了日の翌日から起算して3年経過した時に消滅します。

第14条（保険料払込免除後の特約条項の取扱い）

- 普通約款第14条（第2回以降の保険料の払込免除）第1項の規定が適用される場合には、特約保険料の払込方法にかかわらず、この特約条項については、保険料の払込免除が適用される各保険年度の初日において、年額特約保険料の払込みがあったものとして取扱います。

第15条（積立期間満了に伴う特約条項の終了）

この特約条項は、積立期間の満了した時に終了するものとします。

第16条（この特約条項が付帯された保険契約との関係）

① この特約条項が付帯された保険契約が無効のときは、この特約条項も無効とします。
② この特約条項が付帯された保険契約が積立期間の中途において終了したときは、この特約条項も同時に終了するものとします。
③ 第7条（保険金支払による特約条項の終了）第1項、第11条（契約者貸付に関する特約条項の失効）または前条の規定によりこの特約条項が終了または失効した場合には、この特約条項が付帯された保険契約は、以後この特約条項の付帯がなかったものとして継続するものとします。

第17条（保険契約の復活時の特約条項の取扱い）

普通約款第16条（保険契約の復活）の規定により保険契約が復活した場合においても、

この特約条項は復活しないものとします。

第18条（普通約款の適用方法）

① 当会社は、この特約条項により、普通約款第19条（保険料の追徴または返還一更正の申出に対して承認をする場合）第2項および普通約款第34条（契約年齢または性別の誤りの処理）第3項の規定を適用しません。

② この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しない限り、普通約款の規定を準用します。この場合、普通約款を次のとおり読み替えるものとします。

(1) 第16条（保険契約の復活）第1項の規定中「第12条（第2回以降の保険料の払込猶予および保険契約の効力）第2項の規定により」とあるのは「第12条（第2回以降の保険料の払込猶予および保険契約の効力）第2項または積立型基本特約条項第4条（追加保険料の払込猶予および保険契約の効力）の規定により」

(2) 第16条（保険契約の復活）第2項の規定中「未払込保険料」とあるのは「未払込保険料（特約保険料を除きます。以下本条において同様とします。）」

(3) 第17条（保険料の追徴または返還一保険料の改定の場合）第2項の規定中「変更前保険料の変更後保険料に対する割合により」とあるのは「変更前保険料の変更後保険料に対する割合（ただし、特約保険料を除いて計算するものとします。）により」

(4) 第25条（保険料の返還一無効および失効の場合）第1項ならびに第3項、第26条（保険料の返還一解除および保険責任の終了の場合）および第34条（契約年齢または性別の誤りの処理）第1項第1号の規定中「保険料」とあるのは「保険料から特約保険料を控除した額」

第19条（保険料の一部一時払に関する特約条項の適用方法）

この特約条項が付帯された保険契約に、保険料の一部一時払に関する特約条項が付帯されている場合には、保険料の一部一時払に関する特約条項の取扱は以下のとおりとします。

(1) 第2条（分割払保険料不払の場合の保険契約の効力）ないし第4条（分割払保険料不払の場合の未払込保険料の払込み）の規定は適用しません。

(2) 第5条（普通約款の適用方法）の規定を、次のとおり読み替えて適用します。

「第5条（普通約款および基本特約の適用方法）

第1条（保険料の一部一時払）の払込方法による保険契約については、介護費用保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）および積立型基本特約条項（以下「基本特約」といいます。）の規定を次のとおり適用します。

(1) 普通約款第3条（責任の始期および終期）第3項第2号および第3号ならびに普通約款第10条（保険料の払込み）第1項の第1回保険料には、一時払保険料を含みます。

(2) 普通約款第11条（保険料払込方法の変更）の保険料払込方法の変更は、分割払保険料についてのみ行い、一時払保険料については行いません。

(3) 基本特約第2条（第2回以降の保険料の払込猶予に関する特例）第1項中「月払の場合には」とあるのは「一部一時払における分割払が月払の場合には」と読み替えます。

(4) 普通約款第19条（保険料の追徴または返還－更正の申出に対して承認をする場合）第1項の処理は同項第2号の規定によるものとします。

(5) 次の規定中の別表A表、B表またはC表による返れい金の計算は、一時払保険料部分については一時払の場合、分割払保険料部分については当該分割払の場合をそれぞれ適用して行います。

イ. 基本特約第3条（保険料の振替貸付）第1項

ロ. 基本特約第5条（返れい金の支払－無効および失効の場合）第1項第2号、第3号および第2項

ハ. 基本特約第6条（返れい金の支払－解除および保険責任の終了の場合）第1項

ニ. 基本特約第7条（保険金支払による特約条項の終了）第2項

ホ. 基本特約第8条（契約者貸付）第1項

ヘ. 基本特約第11条（契約者貸付に関する特約条項の失効）」

(3) 第6条（普通約款との関係）の規定を、次のように読み替えて適用します。

「第6条（普通約款および基本特約とこの特約条項の関係）

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款および基本特約の規定を適用します。」

第20条（団体扱保険料分割払特約条項の適用方法）

この特約条項が付帯された保険契約に団体扱保険料分割払特約条項（一般A）、団体扱保険料分割払特約条項（一般B）、団体扱保険料分割払特約条項（一般C）、または団体扱保険料分割払特約条項（以下、本条において「団体扱特約条項」と総称します。）が付帯されている場合には、団体扱特約条項の取扱いは以下のとおりとします。

(1) 第5条（追加保険料の払込み）の規定を次のように読み替えて適用します。

「第5条（追加保険料の払込み）

① 介護費用保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）または積立型基本特約条項（以下「基本特約」といいます。）に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求したときは、保険契約者は集金者を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。

② 保険契約者が前項の追加保険料の払込みを怠ったときは、当会社は、次の場合は保険金を支払いません。ただし、普通約款または基本特約にこれと異なる規定がある場合には、その規定によります。

(1) 追加保険料の領収前に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合

(2) 追加保険料の領収前に、要介護状態となった場合」

(2) 第10条（特約条項失効による未払込分割保険料不払の場合）の規定を、次のように読み替えて適用します。

「第10条（特約条項失効による未払込分割保険料不払の場合）

当会社は、第8条（特約条項失効後の未払込分割保険料の払込み）に定める期間内に未払込分割保険料の全額が払い込まれないときは、未払込分割保険料について普通約款第12条（第2回以降の保険料の払込猶予および契約の効力）および基本特約第3条（保険料の振替貸付）の規定を準用します。」

(3) 第10条（特約条項失効による未払込分割保険料不払の場合）の次に、次のとおり第11条（特約条項失効の特例）を追加して適用します。

「第11条（特約条項失効の特例）

① この特約条項は、保険契約者からあらかじめ反対の申出がない限り、積立期間満了日の属する月の前々月の給与支払日から将来に向ってその効力を失います。この場合、保険契約者は、この特約条項の失効した日の属する月の翌々月末日までに未払込分割保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。この未払込分割保険料については、基本特約第2条（第2回以降の保険料の払込猶予に関する特例）第2項の規定を準用します。

② 保険料の払込期間が積立期間より短い保険契約については、前項の規定は適用しません。」

別表

無効・失効・解約返れい金表（標準例）

1. 年払契約の場合（払込期間が積立期間と同一の場合）

（積立期間満了時返れい金10万円に対し）

(1) 積立期間10年の場合

（単位：円）

払込特約保険料	経過期間	A 表	B 表
1年分まで	0年経過	7,550	7,350

2年分まで	1年経過	15,470	15,080
3年分まで	2年経過	23,800	23,190
4年分まで	3年経過	32,540	31,720
5年分まで	4年経過	41,730	40,670
6年分まで	5年経過	51,390	50,090
7年分まで	6年経過	61,540	59,980
8年分まで	7年経過	72,200	70,370
9年分まで	8年経過	83,410	81,290
10年分まで	9年経過	95,190	92,780

(2) 積立期間20年の場合

（単位：円）

払込特約保険料	経過期間	A 表	B 表
1年分まで	0年経過	2,850	2,780
2年分まで	1年経過	5,840	5,690
3年分まで	2年経過	8,990	8,760
4年分まで	3年経過	12,290	11,980
5年分まで	4年経過	15,760	15,360
6年分まで	5年経過	19,410	18,910
7年分まで	6年経過	23,240	22,650
8年分まで	7年経過	27,270	26,570
9年分まで	8年経過	31,500	30,700
10年分まで	9年経過	35,950	35,040
11年分まで	10年経過	40,630	39,590

12年分まで	11年経過	45,540	44,390
13年分まで	12年経過	50,710	49,430
14年分まで	13年経過	56,150	54,730
15年分まで	14年経過	61,870	60,300
16年分まで	15年経過	67,880	66,160
17年分まで	16年経過	74,200	72,320
18年分まで	17年経過	80,850	78,800
19年分まで	18年経過	87,840	85,610
20年分まで	19年経過	95,190	92,780

(3) 積立期間30年の場合

(単位：円)

払込特約保険料	経過期間	A 表	B 表
1年分まで	0年経過	1,400	1,370
2年分まで	1年経過	2,880	2,800
3年分まで	2年経過	4,420	4,310
4年分まで	3年経過	6,050	5,890
5年分まで	4年経過	7,760	7,560
6年分まで	5年経過	9,550	9,310
7年分まで	6年経過	11,440	11,150
8年分まで	7年経過	13,420	13,080
9年分まで	8年経過	15,500	15,110
10年分まで	9年経過	17,690	17,240
11年分まで	10年経過	20,000	19,490

12年分まで	11年経過	22,420	21,850
13年分まで	12年経過	24,960	24,330
14年分まで	13年経過	27,640	26,930
15年分まで	14年経過	30,450	29,680
16年分まで	15年経過	33,410	32,560
17年分まで	16年経過	36,520	35,590
18年分まで	17年経過	39,790	38,780
19年分まで	18年経過	43,230	42,140
20年分まで	19年経過	46,850	45,660
21年分まで	20年経過	50,660	49,380
22年分まで	21年経過	54,670	53,280
23年分まで	22年経過	58,880	57,380
24年分まで	23年経過	63,310	61,700
25年分まで	24年経過	67,970	66,250
26年分まで	25年経過	72,880	71,030
27年分まで	26年経過	78,040	76,060
28年分まで	27年経過	83,470	81,350
29年分まで	28年経過	89,180	86,920
30年分まで	29年経過	95,190	92,780

2. 一時払契約の場合（保険期間の中途で保険料の全額が払い込まれた場合を含みます。）
 (積立期間満了時返れい金10万円に対し)
 (1) 積立期間10年の場合

(単位：円)

経過期間	A表	B表	C表
0年経過	60,550	59,020	53,130
1年経過	63,600	61,990	48,250
2年経過	66,830	65,140	43,140
3年経過	70,240	68,460	37,790
4年経過	73,850	71,970	32,190
5年経過	77,660	75,690	26,330
6年経過	81,680	79,610	20,200
7年経過	85,940	83,760	13,770
8年経過	90,440	88,150	7,050
9年経過	95,190	92,780	0

(2) 積立期間20年の場合

(単位：円)

経過期間	A表	B表	C表
0年経過	36,570	35,640	33,800
1年経過	38,410	37,430	32,640
2年経過	40,340	39,320	31,440
3年経過	42,390	41,310	30,170
4年経過	44,540	43,410	28,850
5年経過	46,810	45,630	27,480
6年経過	49,210	47,960	26,040

7年経過	51,740	50,420	24,530
8年経過	54,400	53,020	22,960
9年経過	57,210	55,760	21,310
10年経過	60,170	58,640	19,590
11年経過	63,290	61,680	17,790
12年経過	66,580	64,890	15,900
13年経過	70,050	68,270	13,930
14年経過	73,700	71,840	11,870
15年経過	77,560	75,590	9,710
16年経過	81,630	79,560	7,450
17年経過	85,910	83,730	5,080
18年経過	90,430	88,140	2,600
19年経過	95,190	92,780	0

(3) 積立期間30年の場合

(単位：円)

経過期間	A表	B表	C表
0年経過	22,040	21,480	20,690
1年経過	23,150	22,560	20,320
2年経過	24,310	23,700	19,940
3年経過	25,540	24,900	19,540
4年経過	26,840	26,160	19,130
5年経過	28,200	27,490	18,690
6年経過	29,640	28,890	18,240

7年経過	31,150	30,360	17,780
8年経過	32,750	31,920	17,290
9年経過	34,430	33,550	16,770
10年経過	36,200	35,280	16,240
11年経過	38,060	37,100	15,690
12年経過	40,030	39,010	15,100
13年経過	42,100	41,030	14,500
14年経過	44,280	43,160	13,860
15年経過	46,580	45,400	13,200
16年経過	49,000	47,760	12,510
17年経過	51,550	50,240	11,790
18年経過	54,240	52,860	11,030
19年経過	57,070	55,620	10,240
20年経過	60,050	58,530	9,410
21年経過	63,190	61,590	8,550
22年経過	66,500	64,810	7,640
23年経過	69,990	68,210	6,690
24年経過	73,660	71,790	5,700
25年経過	77,530	75,570	4,660
26年経過	81,610	79,540	3,580
27年経過	85,900	83,720	2,440
28年経過	90,430	88,130	1,250
29年経過	95,190	92,780	0

(注)

1. 半年払・月払契約の場合には、上記年払の場合に準じて当会社の定める方法によって計算した額を返れいします。
2. 上記積立期間以外の積立期間の契約の場合には、上記積立期間の場合に準じて当会社の定める方法によって計算した額を返れいします。
3. 払込期間が積立期間より短い契約の場合には、上記に準じて当会社の定める方法によって計算した額を返れいします。
4. 経過期間に1年未満の端月数がある契約の場合には、上記経過期間の場合に準じて当会社の定める方法によって計算した額を返れいします。
5. 保険料が前納されている場合には、経過期間分については上記年払の場合に準じて当会社の定める方法によって計算した額を返れいし、未経過期間分についてはその払い込まれた特約保険料の額に当会社の定める利率および方法により計算した利息を付けて返れいします。
6. A表、B表およびC表については、その適用区分を次のとおりとします。
 - (1) A表を適用する場合
 - a. 保険契約が失効した場合において、保険契約者および被保険者に故意または重過失がなかったとき（下記(2)b、cまたは(3)aに該当する場合を除きます。）
 - b. 普通約款第3条（責任の始期および終期）第1項の規定により保険契約が終了したときまたは支払限度期間設定特約条項第2条（保険契約の失効）の規定により保険契約が失効したとき
 - c. 災害救助法発動等の場合に当会社が特別措置を定めたとき
 - d. 普通約款第23条（保険契約の解除）第1項の規定により当会社が保険契約を解除したとき
 - e. 保険金額が同額以上となる新たな積立型基本特約条項付帯介護費用保険契約を締結するため、保険契約者から保険契約解除の申出があったとき

① B表を適用する場合

- a. 保険契約が無効である場合または失効した場合において、保険契約者または被保険者に故意または重過失があったとき（上記(1)b、c または下記(3)a に該当する場合を除きます。）
- b. 普通約款第12条（第2回以降の保険料の払込猶予および契約の効力）第2項の規定により保険契約が失効したとき
- c. 第4条（追加保険料の払込猶予および保険契約の効力）の規定により保険契約が失効したとき
- d. 第11条（契約者貸付に関する特約条項の失効）の規定によりこの特約条項が失効したとき
- e. 上記(1)e 以外の事由により保険契約者から保険契約解除（一部解除を含みます。）の申出があったとき
- f. 上記(1)d 以外で当会社が保険契約を解除したとき

(3) C表を適用する場合

- a. 保険料の払込方法が一時払の場合または保険料の払込期間が積立期間より短い場合において第7条（保険金支払による特約条項の終了）第1項の規定によりこの特約条項が終了したとき

FF 積立期間満了時返れい金等の分割払等に関する特約条項

第1条（分割払または据置払の選択）

- ① 当会社は、この特約条項に従い、積立型基本特約条項（以下「基本特約」といいます。）の規定により支払われる積立期間満了時返れい金および契約者配当金（以下「積立期間満了時返れい金等」といいます。）の全部または一部について、保険契約者の申出に基づき、分割してまたは据え置いて支払います。
- ② 保険契約者が前項の申出を行う場合には、積立期間満了日までに行わなければなりません。

ん。

第2条（分割払または据置払の方法）

- ① 当会社は、前条第1項の申出に従い、下記各号の方法により、積立期間満了時返れい金等を支払います。

(1) 分割払

当会社所定の方法により、一定年数にわたり年1回、年2回または年4回に分割して支払います。なお、分割払は、積立期間満了日から5年以内の日に開始するものとします。

(2) 据置払

当会社所定の方法により、一定年数置いた後支払います。

- ② 分割して支払う1回の積立期間満了時返れい金等（以下「分割金」といいます。）の額または据え置いて支払う積立期間満了時返れい金等（以下「据置金」といいます。）の額は、保険契約者が申し出た分割払または据置払の対象となる積立期間満了時返れい金等の額をもととして、第3条（支払証書）第1項に規定する分割金支払証書または据置金支払証書の交付時における当会社所定の利率および方法で計算した額とします。

- ③ 分割金または据置金の額が当会社所定の額に満たない場合には、第1項の規定にかかわらず分割払または据置払を行いません。

第3条（支払証書）

- ① 当会社は、第1条（分割払または据置払の選択）第1項の申出を受けた場合は、基本特約第12条（積立期間満了時返れい金の支払およびその時期）第2項の規定に基づいて当会社が積立期間満了時返れい金を支払う日までに、積立期間満了時返れい金等の支払にかえて、分割金支払証書または据置金支払証書を保険契約者に交付します。
- ② 分割金または据置金は分割金支払証書または据置金支払証書に基づいて、保険契約者に支払うものとします。

第4条（通知義務）

- ① 保険契約者は、住所または通知先を変更したときは、遅滞なく、当会社に通知しなければなりません。
- ② 保険契約者が前項の通知をしなかったときは、当会社の知った最終の住所または通知先に送付した通知は、通常到達するために要する期間を経過した時に、保険契約者に到達したものとみなします。

第5条（一括払）

- ① 保険契約者は、将来受け取るべき分割金（以下「未払分割金」といいます。）の一括払または据置期間満了前における据置金の一括払（以下「据置金の中途一括払」といいます。）を書面により当会社に請求することができます。
- ② 分割金の最終支払日または据置金の支払日までに保険契約者が死亡したときは、未払分割金または据置金をその相続人（相続人が2名以上いる場合は他の相続人を代理する1名の相続人とします。）に一括して支払います。
- ③ 前2項の規定により一括して支払う未払分割金または据置金は、当会社所定の利率および方法により計算した額とします。

第6条（分割払配当等）

- ① 当会社は、毎事業年度末において、未払分割金または据置金の運用益が当会社所定の利率に基づく運用益をこえた場合、そのこえた部分の運用益のうち、主務大臣の認可を得た所定の方法により計算された金額を分割払配当等準備金として積み立てます。
- ② 前項により積み立てた分割払配当等準備金は主務大臣の認可を得た所定の方法により計算した額を分割払配当金または据置払配当金として、分割払の場合には最終回の分割金と一緒に、据置払の場合には据置金と一緒に支払います。
- ③ 前項の規定にかかわらず、前条の規定により未払分割金の一括払または据置金の中途一括払を行う場合には、主務大臣の認可を得た所定の方法により計算した額を分割払配当金または据置払配当金として支払います。

第7条（時効）

- ① 分割金請求権または据置金請求権は、支払事由が生じた時から起算して3年経過した時に消滅します。
- ② 分割払配当金請求権または据置払配当金請求権は支払事由が生じた時から起算して3年経過した時に消滅します。

第8条（特約条項の継続）

- ① この特約条項は、基本特約が積立期間の満了によって消滅した場合でも、分割金または据置金の支払が完了するまで継続するものとします。
- ② 基本特約が、前項以外の事由によって消滅したときは、この特約条項も消滅します。

L 1 積立期間満了時返れい金等による保険料調整特約条項（基本特約用）

第1条（特約条項の適用条件）

当会社は、保険料の全額が払い込まれている場合に限り、この特約条項を適用します。

第2条（保険料の改定による積立保険料の増額・減額）

- ① 保険証券記載の積立期間の中途において、この特約条項が付帯された保険契約に適用されている保険料が改定され保険料を変更する必要があるときは、介護費用保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第17条（保険料の追徴または返還一保険料の改定の場合）の規定にかかわらず、当会社は、保険料が改定された日の前日の属する保険年度の翌保険年度以降分の、変更前の保険料と変更後の保険料との差額（以下「差額保険料」といいます。）に基づき、主務大臣の認可を得た所定の方法により計算した額によって、翌保険年度以降分の積立保険料を増額または減額します。
- ② 当会社は、次の各号の返れい金を支払う場合には、前項において積立保険料を増額または減額した額に基づき、それぞれの返れい金の計算方法に準じた方法により計算した額（以下「保険料調整金」といいます。）によって当該返れい金を増額または減額します。
 - (1) 積立型基本特約条項（以下「基本特約」といいます。）第5条（返れい金の支払一無効

および失効の場合) 第1項第3号および第2項に規定する返れい金

- (2) 基本特約第6条(返れい金の支払一解除および保険責任の終了の場合)に規定する返
れい金
- (3) 基本特約第7条(保険金支払による特約条項の終了)第2項ただし書に規定する返
れい金
- (4) 基本特約第12条(積立期間満了時返れい金の支払およびその時期)に規定する積立期
間満了時返れい金

第3条(積立保険料減額の場合の例外)

保険料の改定により保険料を変更する必要がある場合であっても、差額保険料を追徴す
べき場合で、次の各号に該当するときは、当会社は、前条の規定は適用しません。

- (1) 保険契約者から前条の取扱についてあらかじめ反対の申出があったとき
- (2) 差額保険料が、払込期日における基本特約第5条(返れい金の支払一無効および失効
の場合)第1項第3号の失効の場合の別表B表により計算した返れい金(すでに前条第
1項の差額保険料があるとき、または保険料の振替貸付もしくは契約者貸付の貸付金が
あるときは、差額保険料にかかる保険料調整金相当額または貸付金の元利合計額を差し
引きまたは合算した額とします。)をこえるとき

第4条(保険料の振替貸付および契約者貸付との関係等)

基本特約第3条(保険料の振替貸付)第1項、基本特約第8条(契約者貸付)第1項お
よび基本特約第11条(契約者貸付に関する特約条項の失効)に規定する別表B表により計
算した返れい金の額は、第2条(保険料の改定による積立保険料の増額・減額)第2項に
規定する保険料調整金相当額を差し引きまたは合算した額とします。

第5条(基本特約との関係)

- ① 基本特約が無効のときは、この特約条項もまた無効とします。
- ② 基本特約が保険期間の中途において終了または失効したときは、この特約条項もまた同
時に終了または失効するものとします。

お問合せ一覧表

ご契約の内容に変更が生じたり、質権を設定される場合、または、その他のお問合せの場合は下記の弊社取扱店でお取扱いいたしております。お手もとの保険証券の右上にある照会番号欄にタイプされております取扱店・証券番号(頭5ヶタ)とこの一覧表に記載されております取扱店・コードをご照合のうえ、該当する取扱店にご連絡くださるようお願いいたします。

(平成2年4月現在)

取扱店コード	代表電話	取扱店コード	代表電話	取扱店コード	代表電話	取扱店コード	代表電話	取扱店コード	代表電話
札幌支店		弘前	67040 (0172)34-1271	郡山	68030 (0249)23-2393	公務部		青山	73060 (03) 478-0377
50090 (011)222-6911		十和田	67050 (0176)22-8945	白河	68035 (0248)22-0950	34100		浅草	74010 (03) 843-4361
50093 (011)222-6913		山形支店		いわき	68050 (0246)23-5566	34200	(03) 404-4111	城北	74020 (03) 888-3156
50091 (011)222-6921			71010 (0236)23-0727	会津若松	68040 (0242)27-2833	34300		上野	74030 (03) 833-4236
函館	50010 (0138)56-3193	鶴岡	71020 (0235)22-0917	自動車営業部		東京自動車営業部		江東	74040 (03) 684-0526
札幌北	50095 (011)716-6311	酒田	71025 (0234)22-8514	35100	(03) 404-4111	45200		墨田	74080 (03) 829-3851
小樽	50020 (0134)34-0121	米沢	71030 (0238)22-1661	35200		45300	(03) 239-0101	葛飾	74050 (03) 609-0647
室蘭	50050 (0143)45-5523	仙台支店		本店営業第一部		45400		足立	74060 (03) 883-5141
苫小牧	50060 (0144)33-9011		52010 (022)224-2401	31100		45500		江戸川	74070 (03) 675-2811
北海道支店			52011 (022)224-2402	31200	(03) 404-4111	東京営業第一部		新宿中央	75010 (03) 356-3631
旭川	82010 (0166)26-0374		52013 (022)224-2403	31300		42100		新宿東	75020 (03) 204-6371
北見	82020 (0157)61-3141	古川	52023 (0229)22-6661	本店営業第二部		42200		渋谷	75030 (03) 498-2341
稚内	82030 (0162)23-5268	仙塩	52015 (022)363-2010	32100		42700	(03) 239-0101	池袋	75040 (03) 986-0631
帶広	82040 (0155)23-7191	石巻	52016 (0225)93-2591	32200		42800		世田谷	75070 (03) 469-2311
釧路	82050 (0154)22-4144	岩手支店		32300	(03) 404-4111	東京営業第二部		自由が丘	75050 (03) 718-6501
秋田支店			83010 (0196)24-4325	32400		43100	(03) 239-0101	二子玉川	75090 (03) 709-5721
	51030 (0188)65-5411	北上	83015 (0197)65-2244	32500		43200		練馬	75060 (03) 948-2861
大館	51035 (0186)43-3914	一関	83020 (0191)21-1641	本店営業第三部		日本橋	73010 (03) 272-4741	池袋西	75080 (03) 5396-9261
大曲	51040 (0187)63-1334	福島支店		33100		千代田	73020 (03) 254-2023	立川	76010 (0425)26-2031
青森支店			68010 (0245)23-0393	33200	(03) 404-4111	新橋	73030 (03) 503-5441	多摩	76015 (0423)73-2321
	67010 (0177)75-3526		68020 (0245)21-1845	33300		城南	73040 (03) 733-8421	武藏野	76030 (0422)27-9281
八戸	67030 (0178)43-9226	原町	68015 (0244)24-3836	33400		品川	73050 (03) 280-2311	東村山	76035 (0423) 23

支 店 コード	代表電話	取 扱 店 コード	代表電話	取 扱 店 コード	代表電話	取 扱 店 コード	代表電話	取 扱 店 コード	代表電話
高 戸 76020	(03) 331-3861	埼 玉 支 店		14010	(0272)33-5311	川 崎 56020	(044)244-2251		
八 王 子 76040	(0426)43-0256		17010 (048)648-0671		14020 (0272)33-5313	川 崎 北 部 56025	(044)933-5161	南 58140	(052)322-1651
福 生 76050	(0425)51-2381		17012 (048)648-0681	高 峠 14030	(0273)22-4094	戸 塚 56090	(045)871-3751	豊 橋 58150	(0532)55-3141
茨 城 支 店			17015 (048)641-0531	藤 岡 14035	(0274)24-5858	横 須 賀 56070	(0468)26-2353	中 58160	(052)262-6861
	15010 (0292)25-8321	熊 谷	17020 (0485)23-0918	太 田 14040	(0276)46-5355	神 奈 川 支 店		名 古 屋 東 58180	(052)835-7512
	15013 (0292)31-5167	川 越	17030 (0492)44-2422	伊 势 峠 14045	(0270)23-9844		55010 (0462)25-1335	名 古 屋 西 58190	(052)413-3411
日 立 第 一 15020	(0294)37-4344	朝 霞 志 木	17035 (0484)76-0551	渋 川 14025	(0279)23-5035	平 塚 55030	(0463)21-0464	西 三 河 58170	(0566)74-4115
日 立 第 二 15023	(0294)32-1123	坂 戸	17036 (0492)84-7626	松 本 支 店		町 田 55020	(0427)29-0055	一 宮 58191	(0586)72-0785
勝 田 第 一 15039	(0292)74-5423	所 沢	17040 (0429)24-1206		19010 (0263)32-1441	藤 沢 55040	(0466)26-5811	春 日 井 58192	(0568)83-7250
勝 田 第 二 15040	(0292)74-5559	飯 能	17045 (0429)72-0701	長 野 19020	(0262)34-2141	小 田 原 55050	(0465)23-0245	岐 阜 支 店	
土 浦 15030	(0298)21-1710	埼 玉 南	17050 (0484)44-1200	中 野 19023	(0269)26-0323	大 和 55060	(0462)63-2349	85010	(0582)53-6602
水 海 道 15035	(02972)3-0654	越 谷	17055 (0489)88-4050	上 田 19030	(0268)22-2987	静 岡 支 店		85020	(0577)34-6698
牛 久 15036	(0298)73-2331	久 喜	17060 (0480)22-9151	伊 那 19050	(0265)78-6001		57040 (0542)52-5230	三 重 支 店	
千 葦 支 店		上 尾	17070 (048)775-0023	佐 久 19033	(0267)63-2413		57045 (0542)52-5210	86010	(0592)27-0261
	16035 (0472)24-7171	栃 木 支 店		山 梨 支 店		浜 松 第 一 57010	(0534)54-7261	四 日 市 86020	(0593)53-8677
	16060 (0472)22-3101		18010 (0286)27-4171		81010 (0552)35-2161	浜 松 第 二 57014	(0534)55-0355	新 潟 支 店	
船 橋 16062	(0474)22-9101		18015 (0286)27-4181		81020 (0552)35-1361	沼 津 57020	(0559)62-1213		53070 (025)243-9321
市 川 16071	(0473)76-1360	西 那 須 野	18017 (0287)36-8455	富 士 吉 田 81030	(0555)23-6300	富 士 57021	(0545)52-2115		53080 (025)243-9311
柏 16063	(0471)64-0156	小 山	18040 (0285)23-4846	横 浜 支 店		清 水 57030	(0543)51-2317		53090 (025)243-9171
松 戸 16069	(0473)69-1791	栃 木	18041 (0282)24-8313		56010 (045)212-8731	藤 枝 57041	(0546)43-3444	新 津 53095	(0250)25-2155
木 更 津 16070	(0438)25-6551	真 岡	18070 (0285)84-0131		56011 (045)212-8751	磐 田 57012	(05383)5-0619	長 岡 53010	(0258)33-0313
佐 原 16061	(0478)55-1241	足 利	18030 (0284)41-5379		56012 (045)212-8761	三 島 57025	(0559)72-2040	上 越 53020	(0255)23-7251
成 田 16068	(0476)23-0835	佐 野	18035 (0283)24-6464	西 口 56060	(045)311-9671	名 古 屋 支 店		三 条 53002	(0256)32-0722
茂 原 16065	(0475)25-1751	結 城	18045 (0296)32-4556	上 大 岡 56065	(045)845-7462		58110 (052)262-2361	新 発 田 53030	(0254)23-5101
千 代 16067	(0474)86-2323	群 馬 支 店		新 横 浜 56061	(045)473-7688		58120 (052)262-2351	金 泽 支 店	

取扱店コード	代表電話	取扱店コード	代表電話	取扱店コード	代表電話	取扱店コード	代表電話	取扱店コード	代表電話
54030	(0762)32-2753	千 里	60592	(06) 863-2151	明 石	61001	(078)911-6731	89010	(0899)41-0310
54050	(0762)32-2421	樺 原	60593	(07442)4-8828	岡 山 支 店			今 治	(0898)32-0535
小 松	54031 (0761)21-1155	和 歌 山	60650	(0734)31-4401		72010	(0862)22-0451	宇 和 島	(0895)22-0025
富 山 支 店		堺	60640	(0722)38-8848	津 山	72015	(0868)24-4577	九 州 支 店	
	69010 (0764)21-1444	南	60610	(06) 212-5230	倉 敷	72020	(0864)22-7761	65001	(092)715-1241
	69015 (0764)21-1441	阿 倍 野	60620	(06) 772-7037	広 島 支 店			65002	(092)715-1251
高 岡	69020 (0766)24-7560	岸 和 田	60630	(0724)22-4405		63040	(082)222-3951	65003	(092)715-1271
魚 津	69030 (0765)24-9341	京 都 支 店				63045	(082)222-3961	北 九 州	65010 (093)521-2534
福 井 支 店			59080	(075)241-6361	福 山	63010	(0849)31-5566	久 留 米	65014 (0942)33-9451
	87010 (0776)21-1460		59090	(075)241-6371	尾 道	63011	(0848)22-9135	行 橋	65017 (09302)5-3011
	87020 (0776)21-1461		59095	(075)241-6381	東	63050	(082)246-1223	福 岡 南	65005 (092)575-3431
武 生	87030 (0778)23-7732	大 津	59030	(0775)22-3018	吳	63041	(0823)22-1319	福 岡 西	65007 (092)845-2200
大 阪 支 店		彦 根	59032	(0749)22-8755	三 原	63060	(0848)62-2161	中 九 州 支 店	
	60810 (06) 281-2824	宇 治	59070	(0774)20-4466	山 口 支 店			78015	(096)353-2258
	60820 (06) 281-2834	舞 鶴	59040	(0773)77-1313		88010	(0839)23-2381	78010	(096)353-2251
	60410 (06) 281-2781	山 陰 支 店			德 山	88020	(0834)21-2121	八 代	78011 (0965)35-7460
	60420 (06) 281-2791		62010	(0859)33-3271	岩 国	88030	(0827)21-2426	大 分	78020 (0975)34-1521
	60430 (06) 281-2784	松 江	62030	(0852)21-4903	下 関	88040	(0832)23-2181	中 津	78040 (0979)24-2765
	60910 (06) 281-2803	出 霞	62031	(0853)23-3600	宇 部	88050	(0836)35-0951	有 明	78030 (0944)52-0770
	60920 (06) 281-2811	鳥 取	62040	(0857)26-3341	四 国 支 店			西 九 州 支 店	
	60930 (06) 281-2815	神 戸 支 店				64040	(0878)35-5061	77010	(0958)23-4148
奈 良	60590 (0742)23-3307		61020	(078)321-7851	高 知	64030	(0888)75-2277	諫 早	77011 (0957)24-3177
東 大 阪	60550 (06) 782-6454		61022	(078)321-7861	德 島	64010	(0886)22-5932	佐 世 保	77020 (0956)23-7271
東 北	60510 (06) 949-0301	姫 路	61010	(0792)24-3555	伊 予 三 島	64045	(0896)24-7571	佐 賀	77030 (0952)22-2323
	60530 (06) 313-0934	尼 島	61030	(06) 411-6941	愛 媛 支 店			南 九 州 支 店	